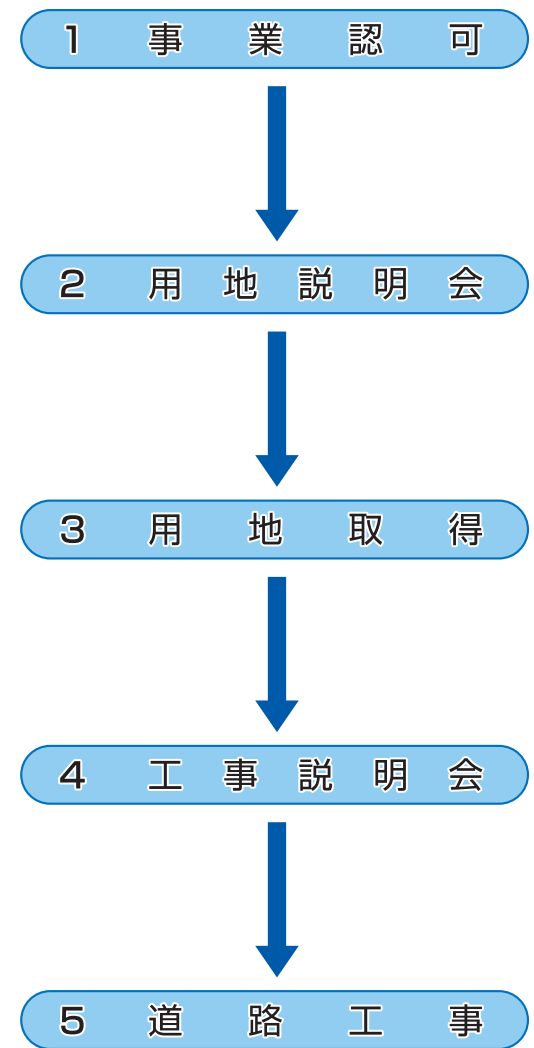
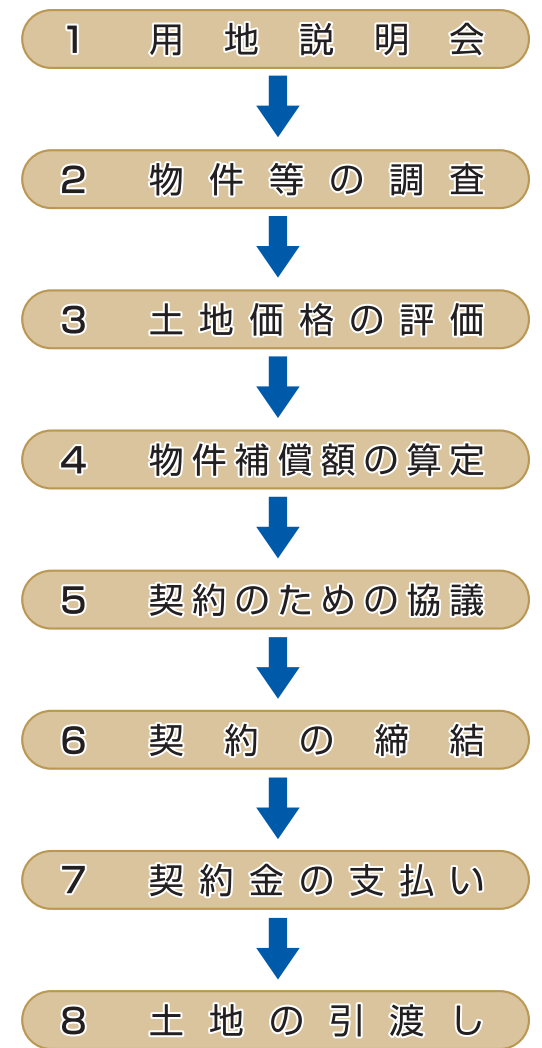




●事業の進め方●



●用地取得の手順●



このパンフレットについてのお問い合わせは…

東京都第三建設事務所

〒164-0001 中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階

工事第一課 TEL：03-3387-5347

用地課 TEL：03-3387-5135

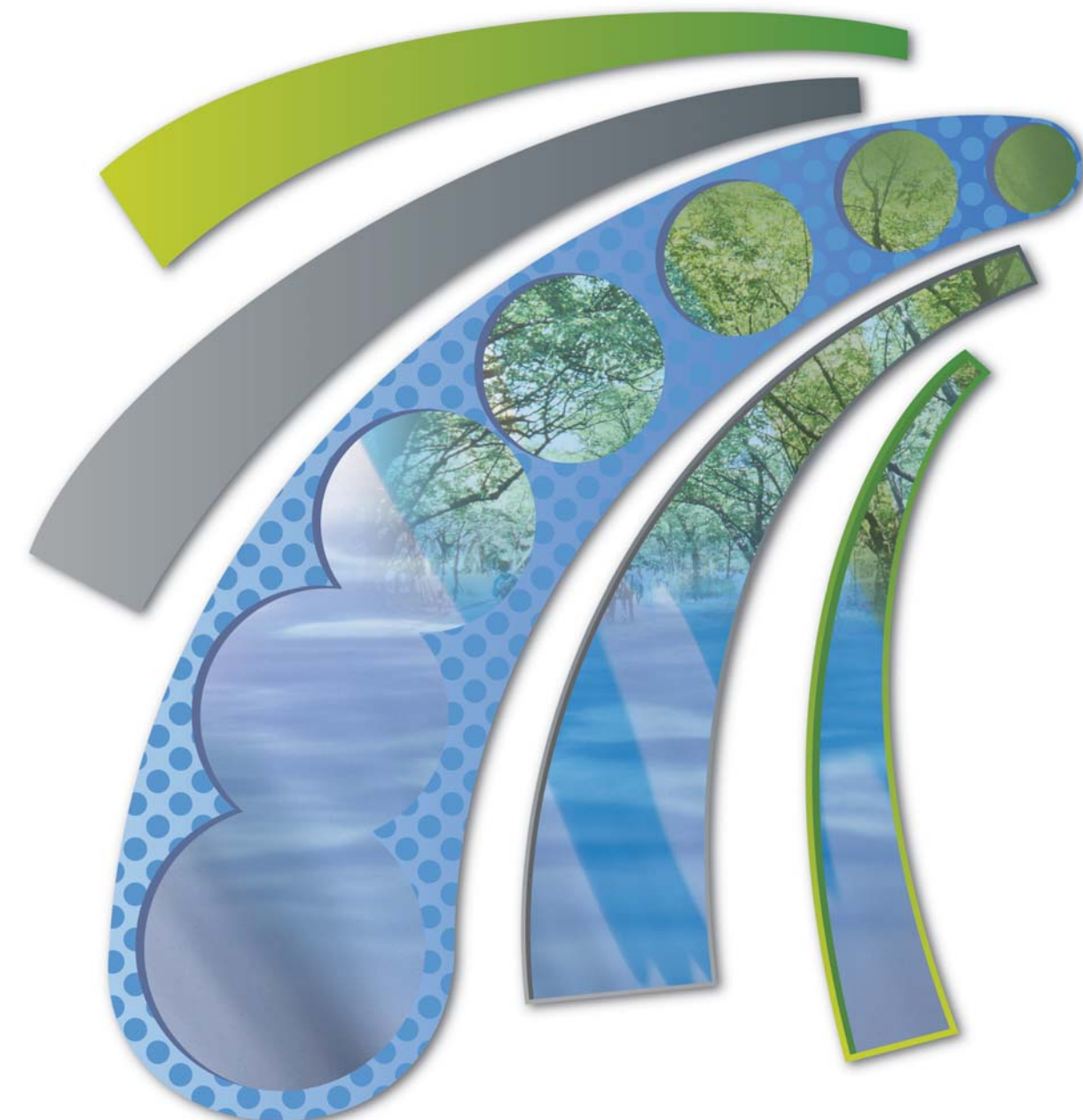
放射第5号線の情報は、東京都のホームページでも紹介しています。
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/sanken/index.html>

100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

平成21年度登録第4号 平成18年1月

東京都市計画道路事業 放射第5号線

(杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間)



東京都

事業のあらまし

東京都市計画道路放射第5号線は、区部と多摩地域を結ぶ重要な幹線道路です。

本事業区間は、放射第5号線のうち唯一の未整備区間で、東西方向の交通のボトルネックとなっており、国道20号や東八道路などの交通渋滞を招いているため、早期整備が必要です。

本事業は、総合環境アセスメント制度の試行の結果を踏まえ、玉川上水の保全など、地域の環境に配慮した道路として、幅員60mで整備します。

この事業が実施されると、

東西方向交通の分散が図られることによる交通渋滞の緩和と走行速度の向上

玉川上水の保全と環境施設帯の設置による水と緑のネットワークの形成

生活道路への通過交通の減少による歩行者の安全性の向上と居住環境の改善

消防車や救急車など緊急車両の円滑な通行と災害時の避難路の確保

などの効果があります。

事業概要

項目	事業の概要
都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路放射第5号線
延長及び区間	延長：約1.3km 起点：東京都杉並区久我山二丁目 終点：東京都杉並区久我山三丁目
車線数	往復4車線
道路幅員	60m
事業期間	平成17年度から平成24年度（予定）

これまでの経緯

東京都では、都市計画道路放射第5号線の整備にあたり、計画策定の段階から情報を公開し、都民の皆様の意見を聴きながら計画をより環境に配慮したものにしていくため、総合環境アセスメント制度の試行を行いました。

その後、都市計画法に基づく都市計画変更手続き及び東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続きを行い、平成16年4月、環境影響評価書の提出、東京都都市計画審議会の議決を経て、同年5月、都市計画幅員50mを60mに拡幅する都市計画の変更が告示されました。

総合環境アセスメントの試行からこれまでの主な経緯

総合環境アセスメント
試行手続き

平成12年 3月

「環境配慮書」を提出

7月

「環境配慮書」の公示・縦覧及び説明会の開催

10月

審査会*による「都民の意見を聴く会」開催

12月

審査会*による「実施主体の意見を聴く会」開催

平成13年 3月

審査会*が「環境配慮書」について審査結果を答申

4月

環境局長から「審査意見書」の通知及び公表

9月

「基本計画」及び「都市計画変更素案」についての説明会の開催

10月

「調査計画書」の提出

11月

「調査計画書」の公示・縦覧

平成14年 4月

「調査計画書に係る見解書」の提出及び公表

5月

知事から「調査計画書審査意見書」の通知及び公表

平成15年 1月

「評価書案」の提出

3月

「都市計画変更案」の公告・縦覧
「評価書案」の公示・縦覧
「都市計画変更案」及び「評価書案」についての説明会の開催

7月

「評価書案に係る見解書」の提出及び公示・縦覧

8月

「都民の意見を聴く会」の開催

9月

知事から「評価書案審査意見書」の通知

平成16年 4月

「評価書」の提出
東京都都市計画審議会が「都市計画変更案」を議決

5月

「評価書」の公示・縦覧
「都市計画変更」の告示

11月

「放射第5号線事業推進のための検討協議会」発足

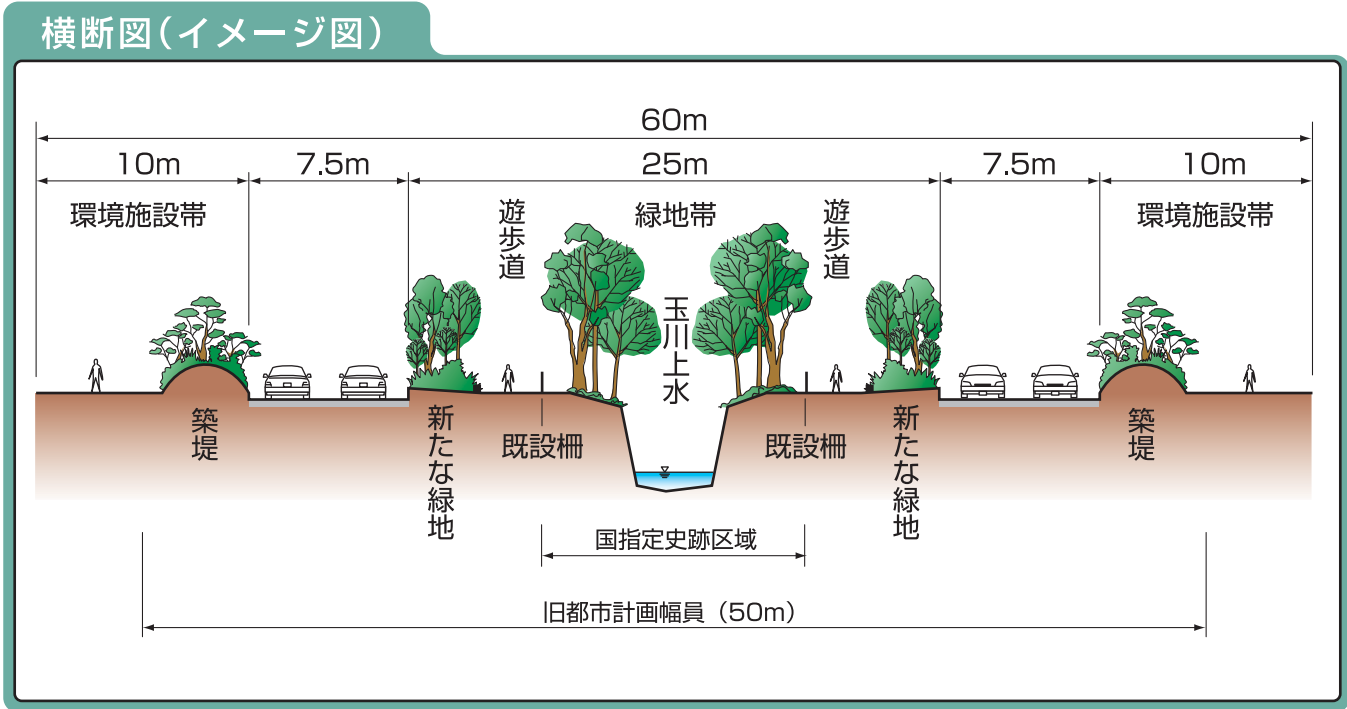
平成17年 12月

「都市計画事業」の認可

都市計画変更手続き
事業段階環境影響評価手続き

*審査会：東京都総合環境アセスメント試行審査会

事業の概要



玉川上水の現況

